

募 集 要 項

1 応募対象者

公共職業安定所に求職申込みをした方で、公共職業安定所長が適職に就くために訓練受講の必要性を認め、公共職業安定所長から受講指示、受講推薦又は支援指示を受けることのできる方。

<注意事項>

- ・公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けて公共職業訓練受講修了後1年以内の方は、原則として受講できません。
- ・過去1年以内に公共職業訓練又は求職者支援訓練を正当な理由なく途中で辞められた方は、原則として受講できません。
- ・早期就職(訓練修了後3か月以内)を希望しない方は、原則として受講できません。
(訓練修了時から3か月後までの就職状況を把握する調査があります。)
- ・県外の方が受講を希望される場合は、受講指示、受講推薦又は支援指示を行う管轄の公共職業安定所を通じて、応募前に訓練の実施主体となる三河高等技術専門校まで電話連絡が必要です。

<留意事項>

- ・雇用保険の受給資格のある方又は受給中の方で公共職業安定所長の受講指示を受けて入校された方には、雇用保険の失業給付(基本手当、受講手当、通所手当)が支給されます。(受講指示には一定の要件があります。詳しくは、訓練申込前に住所を管轄する公共職業安定所でご相談ください。)
- ・公共職業安定所長の支援指示を受けて入校された方には、職業訓練受講給付金を受けることができる場合があります。(詳しくは、訓練申込前に住所を管轄する公共職業安定所でご相談ください。)

2 募集期間

2025年9月4日(木) から 9月24日(水) まで

※募集期間内に応募者数が定員に満たない訓練コースについては、継続募集を行う場合があります。

継続募集期間2025年10月3日(金)まで(予定)

継続募集を行う訓練コースについては、公共職業安定所窓口又は三河高等技術専門校へご確認ください。

3 応募方法

応募者の住所を管轄する公共職業安定所で職業相談を受け、適職に就くために訓練を受講することが必要と認められた方は、公共職業安定所を経由して「入校願書」を提出してください。

(入校願書は愛知県内の公共職業安定所にあります。県外の方が受講を希望される場合は、住所を管轄する職業安定所でご相談ください。)

※ 入校願書提出後は、特別な理由(就職先の決定等)なく辞退することはできません。

※ 訓練コースの併願はできません。

4 受講者決定方法

(1) 決定方法(選考方法)

受講するには、訓練実施施設が行う訓練受講適性検査(以下「適性検査」)に合格する必要があります。

適性検査の内容は、各訓練コースのカリキュラム欄をご覧ください。

適性検査の合格者が募集定員を超えた場合は、適性検査の合格者から抽選で受講者を決定します。

(継続募集を行った訓練コースの適性検査の合格者数が、募集定員を超えた場合については、継続募集で応募した適性検査の合格者の中から抽選で受講者を決定します。)

このため、あらかじめ適性検査時に、抽選をするための抽選札をお配りする場合があります。

(2) 入校選考日

2025年10月21日(火) (入校選考の通知書に記載します。)

(3) 場所

訓練実施施設が指定する場所 (入校選考の通知書に記載します。)

(4) 可否通知

受検者へ選考結果通知を送送します。(10月27日(月)までに送送予定)

通知書が10月31日(金)までに届かない場合は、三河高等技術専門校にお問い合わせください。

5 修了認定(修了証書の交付)

学科及び実技の訓練時間のそれぞれ8割以上を受講し、かつ、修了試験の結果などにより能力取得を確認できた方を該当訓練コースの修了者と認め、修了証書を交付します。修了試験の時期・内容等は、各訓練を実施する訓練実施施設で異なります。

6 訓練受講に係る留意事項

訓練受講に当たっては、次の点にご留意ください。

- ・欠席等により、学科及び実技の訓練時間のそれぞれ8割の受講が不可能な方については、訓練修了の見込がないため、受講を打ち切ります。(病気欠席等理由を問いません。)
- ・他の受講者の受講に支障となる行為や迷惑となる行為、講師や訓練実施施設の職員の指示に従わない等により訓練実施施設の規律を乱す行為であると認められる場合、当該行為を行った方の受講を打ち切ります。
- ・資格取得に係る法定講習である訓練の場合、学科及び実技の訓練時間の8割以上受講した場合でも訓練の欠席状況によっては資格を取得できない場合がありますので、詳細は対象の訓練実施施設にお問い合わせください。
- ・カリキュラムの内容及び訓練時間等は変更される場合もあります。

7 託児サービス利用対象者

次のいずれにも該当する方は、託児サービスの利用が可能になります。

- ・就学前の児童の保護者(親権を行う方、未成年後見人その他の方で、児童を現に監護する方)であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない方。
 - ・幼稚園、保育園等の保育施設に当該児童を預け入れていない方。
 - ・同居の親族やその他の方が、当該児童を保育することができない方。
 - ・小学校就学前までの児童で、託児サービス提供施設の利用条件(受け入れ可能人数、受け入れ可能年齢等)に適合する方。
 - ・入校選考日に「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」を提出した方。
 - ※ 託児サービスの利用を希望する方は、入校選考日に「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」に記入し、提出していただきます。
 - ※ 利用希望児童数が託児定員を上回る場合は、抽選により託児利用者を決定します。(託児利用の可否は入校選考結果とともに通知します。)
 - ※ 託児サービス内容の詳細については、事前に該当の訓練実施施設へお問い合わせください。
- なお、入校選考日当日の託児サービスの利用は、お受けできませんのでご了承ください。

8 その他

- ・受講料は無料ですが、テキスト等については実費が必要です。
- ・就職支援の一環として、訓練実施施設がキャリアコンサルティングを行うとともに、ジョブ・カードの作成支援を行います。
- ・訓練は月曜日から金曜日の週5日です。土曜日、日曜日、祝日、夏季(8月13日から8月15日まで)、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。なお、開講月により、休講日の設定があります。
- ・収集した個人情報については、訓練に関する目的以外には使用しません。
- ・応募者が最少開講人数を下回った場合は、訓練を開講しない場合もあります。